

○国土交通省告示第四百九十八号

専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示を次のように定める。

令和二年三月三十一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示

(目的)

第一条 この告示は、建設キャリアアップシステムに登録され、又は蓄積される情報を活用した専門工事企業の施工能力等の見える化評価の実施に関し必要な事項を定めることにより、見える化評価の適正な実施を確保し、専門工事企業が施工能力等に応じて適正に評価され、選ばれる環境の整備を図るとともに、建設業界に対する安心感を醸成するための仕組みの構築を図ることで、建設技能者の処遇を改善し、もって建設業の担い手を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この告示において「建設キャリアアップシステム」とは、一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであつて、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。

2 この告示において「専門工事企業」とは、建設技能者（工事現場における建設工事の施工に従事する者のうち当該建設工事を適正に実施するために必要な技能を有する者であつて、建設キャリアアップシステムに技能者として登録された者をいう。以下同じ。）を雇用する事業者であつて、建設キャリアアップシステムに事業者として登録された者をいう。

3 この告示において「施工能力等」とは、施工能力（建設工事を施工する能力をいう。次項において同じ。）、「基礎情報（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可の有無、財務状況その他の事業者に関する基礎的な情報をいう。次項において同じ。）及びコンプライアンス（社会保険の加入その他法令及び社会規範の遵守の状況をいう。同項において同じ。）をいう。

4 この告示において「見える化評価」とは、建設キャリアアップシステムに登録され、又は蓄積される情報を用いて、次条の規定により国土交通大臣の認定を受けた基準に基づき、専門工事企業の施工能力、基礎情報及びコンプライアンスのそれぞれについて四段階で評価することをいう。

（見える化評価基準の認定）

第三条 見える化評価を実施しようとする者は、次の各号に掲げる事項を定めた見える化評価に関する基準（以下「見える化評価基準」という。）を策定し、国土交通大臣の認定を受けることができる。

一 見える化評価基準を策定する目的

- 二 見える化評価の対象とする職種
  - 三 見える化評価に係る四段階の区分に関する基準
  - 四 その他専門工事企業の施工能力等を評価するために必要な事項
- 2 国土交通大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る見える化評価基準が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。
    - 一 専門工事企業の施工能力等を適切に評価することにより、建設技能者の処遇の改善を目指すものであること。
    - 二 見える化評価の対象とする職種が特定されていること。
    - 三 前項第三号の基準について建設キャリアアップシステムに登録され、又は蓄積される情報を用いて適切に設定されていること。
    - 四 その他専門工事企業の施工能力等を評価するために必要な事項が定められていること。
  - 3 国土交通大臣は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る見える化評価基準を公表するものとする。
  - 4 第二項の認定を受けた者は、当該認定に係る見える化評価基準を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。
  - 5 第二項及び第三項の規定は、前項の認定について準用する。

（見える化評価実施規程の届出）

第四条 前条の認定を受けて見える化評価を実施しようとする者（以下「見える化評価実施機関」という。）は、次に掲げる事項を定めた見える化評価の実施方法等に関する規程（以下「見える化評価実施規程」という。）を策定し、見える化評価を実施する前に、国土交通大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 見える化評価の申請に関する事項
- 二 見える化評価の実施に関する事項
- 三 見える化評価の結果の通知に関する事項
- 四 見える化評価の結果の公表に関する事項
- 五 その他見える化評価を実施するために必要な事項

（見える化評価の実施）

第五条 見える化評価実施機関は、第三条の認定を受けた見える化評価基準及び前条により届け出た見える化評価実施規程に基づき、見える化評価を実施し、公表するものとする。

（報告の徴収）

第六条 国土交通大臣は、見える化評価の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、見える化評価実施機関に対し、必要な報告を求めることができる。

(認定の取消し等)

第七条 国土交通大臣は、見える化評価実施機関がこの告示の規定に違反して見える化評価を実施しているとき、当該見える化評価実施機関に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、見える化評価実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の認定を取り消すことができる。

- 一 前項の規定による命令に違反したとき。
- 二 前条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 不正の手段により第三条の認定を受けたとき。

#### 附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。